

第7 職員の給与の状況（給与・定員管理等の状況）

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

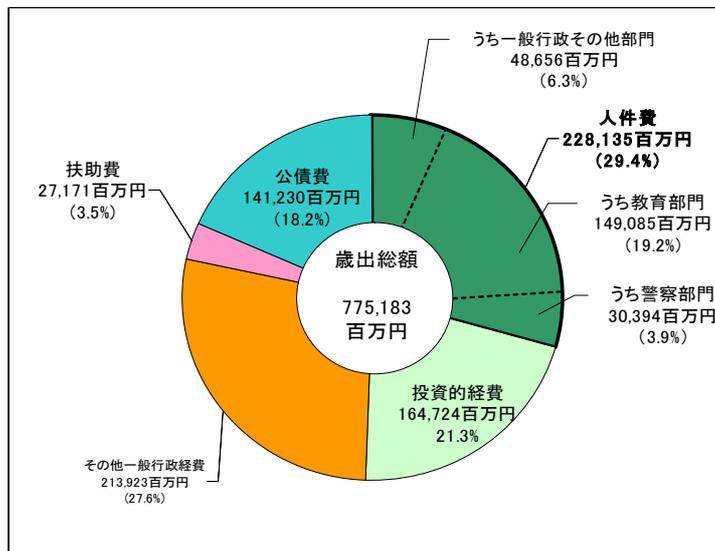
区分	住民基本台帳	歳出額	実質収支	人件費	人件費率	(参考) 22年度の 人件費率
	人口 (23年度末)	A		B	B/A	
	人	千円	千円	千円	%	%
23年度	1,706,081	775,183,344	5,175,181	228,134,910	29.4	28.6

(注) 1 県の会計は、一般会計と特別会計に分かれており、普通会計とは、一般会計と一部の特別会計を加えて、会計間の重複などを控除して得られる統計上の会計である。

2 この表は、歳出に占める人件費（ただし、事業費支弁分を含む。）の割合を平成23年度普通会計決算で示したものである。

3 表中「人件費」には、特別職及び議員に支給される給料及び報酬、職員に支給される給料及び手当、地方公務員共済組合負担金、退職手当、恩給及び退職年金、災害補償費等が含まれる。

人件費の状況（普通会計決算）



(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

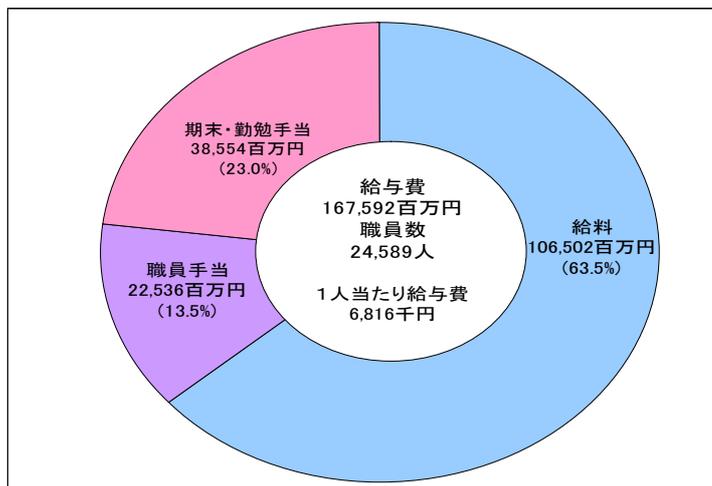
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
23年度	24,589	106,501,569	22,535,500	38,554,476	167,591,545	6,816

(参考)都道府 県一人当たり 給与費
千円 7,107

(注) 1 職員手当には、退職手当を含まない。

2 職員数は、平成23年4月1日現在の人数である。

職員給与費の状況（普通会計決算）

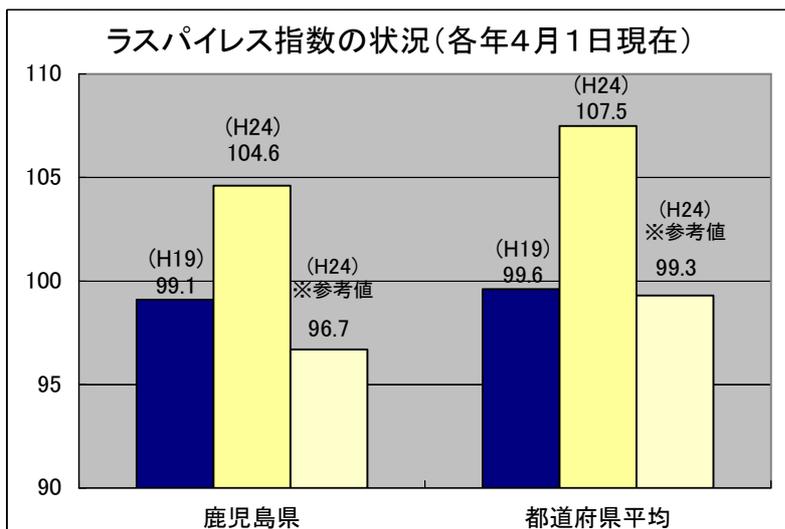


(3) 特記事項

平成 24 年 4 月 1 日現在，知事は 25 %，副知事等は 10 %，県議会議員は 8 ～ 4 %，管理職は 6 ～ 4 %，一般職員は 2 ～ 0 %，それぞれ報酬・給料月額が減額されて支給されています。また，管理職手当についても 15 ～ 10 % の減額を行っています。

(4) ラスパイレス指数の状況（各年 4 月 1 日現在）

県職員の給与水準は，一般行政職の場合，平成 24 年 4 月 1 日現在で国家公務員の給与水準を 100 とした場合，104.6 となっており，47 都道府県のうち，水準の高い方から 42 番目となっています。



- (注) 1 ラスパイレス指数とは，国家公務員の給与水準を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。  
 2 「参考値」は，国家公務員の時限的な（2 年間）給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

(参考) 地域手当補正後ラスパイレス指数 104.6  
 (H 24 年 4 月 1 日現在)

(注) H 2 4 . 4 . 1 現在における団体の支給率と国基準の支給率により算出したもの  
 ※ 「地域手当補正後ラスパイレス指数」とは，地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため，地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数である。

(5) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
24年度	円 380,383	円 380,589	円 △ 206 (△ 0.05%)	% 0	% 0	改定なし

②特別給

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の支 給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
24年度	月 3.94	月 3.95	月 △ 0.01	月 0	月 3.95	月 3.95

2 一般行政職給料表の状況（平成24年4月1日現在）

（単位：円）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1号給の 給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	464,600
最高号給の 給料月額	243,700	307,800	354,700	388,300	400,600	422,600	456,200	478,200	537,700

（注）給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成24年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
鹿児島県	44.1 歳	333,226 円	406,152 円	368,199 円
国	42.8 歳	304,944 (329,917) 円	— 円	372,906 (401,789) 円
都道府県平均	43.5 歳	336,945 円	420,960 円	377,603 円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 A	平均給与月額 国ベース	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 B	
鹿児島県	49.2 歳	425 人	340,140 円	395,599 円	373,022 円	—	—	—	—
うち運転技師	50.9 歳	102 人	352,307 円	409,340 円	391,160 円	自家用乗用 自動車運転者	55.4 歳	217,100 円	1.89
うち道路整備員	52.2 歳	84 人	355,456 円	411,673 円	396,418 円	—	—	—	—
うち技術補佐員	48.1 歳	117 人	334,545 円	388,102 円	365,214 円	—	—	—	—
うち用務員 (学校等)	46.2 歳	46 人	319,469 円	385,206 円	352,440 円	用務員	53.5 歳	206,600 円	1.86
うち介助員 (特別支援学校)	45.2 歳	45 人	314,094 円	365,908 円	334,777 円	—	—	—	—
うち電話交換手	53.8 歳	6 人	369,112 円	372,321 円	370,112 円	—	—	—	—
国	49.7 歳	3,479 人	270,465 (285,030) 円	—	307,506 (323,181) 円	—	—	—	—
都道府県平均	50.2 歳	461 人	333,067 円	389,758 円	366,292 円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
鹿児島県	— 円	— 円	—
うち運転技師	6,429,580 円	3,062,100 円	2.10
うち道路整備員	— 円	— 円	—
うち技術補佐員	— 円	— 円	—
うち用務員 (学校等)	5,989,972 円	2,861,400 円	2.09
うち介助員 (特別支援学校)	— 円	— 円	—
うち電話交換手	— 円	— 円	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成21～23年の3ヶ年平均）

（自家用乗用自動車運転者については鹿児島県データ、用務員については全国データである。）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③ 高等（特殊・専修・各種）学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
鹿 児 島 県	42.3 歳	363,423 円	424,348 円
都道府県平均	44.8 歳	384,152 円	444,582 円

④ 小・中学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
鹿 児 島 県	42.3 歳	369,879 円	432,476 円
都道府県平均	43.8 歳	370,304 円	423,923 円

⑤ 警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
鹿 児 島 県	38.8 歳	316,932 円	423,922 円	348,156 円
国	41.2 歳	297,622(316,195) 円	— 円	346,716(367,421) 円
都道府県平均	39.3 歳	322,203 円	462,861 円	367,205 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成 24 年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である（減額措置後）。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当込みのものであり、地方公務員給与実態調査で明らかにされているものである。  
 また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。  
 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額」（国ベース）の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値（減額前）である。

(2) 職員の初任給の状況（平成 24 年 4 月 1 日現在）

		鹿児島県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	163,987(172,200) 円
	高校卒	140,100 円	133,418(140,100) 円
技能労務職	高校卒	146,700 円	—
	中学卒	129,200 円	—
高等学校教育職	大学卒	192,800 円	—
	短大卒	166,300 円	—
小・中学校教育職	大学卒	192,800 円	—
	短大卒	168,600 円	—
警察職	大学卒	187,500 円	190,460(200,000) 円
	高校卒	158,100 円	153,797(161,500) 円

- (注) 1 この表は、県に新たに採用された職員の初任給を示したものである。  
 2 高等学校教職員及び小中学校教育職については、国立学校が法人化されたことにより、国における該当職員はいない。（以下同じ）  
 3 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値（減額前）である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成 24 年 4 月 1 日現在）

		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一般行政職	大学卒	252,116 円	295,380 円	347,062 円
	高校卒	216,864 円	261,687 円	304,972 円
技能労務職	高校卒	204,900 円	250,096 円	276,335 円
	中学卒	— 円	217,550 円	261,450 円
高等学校教育職	大学卒	300,792 円	359,187 円	401,595 円
	短大卒	— 円	325,448 円	383,852 円
小・中学校教育職	大学卒	297,352 円	355,827 円	395,381 円
	短大卒	271,253 円	325,559 円	382,303 円
警察職	大学卒	271,419 円	331,792 円	384,243 円
	高校卒	240,580 円	277,502 円	338,922 円

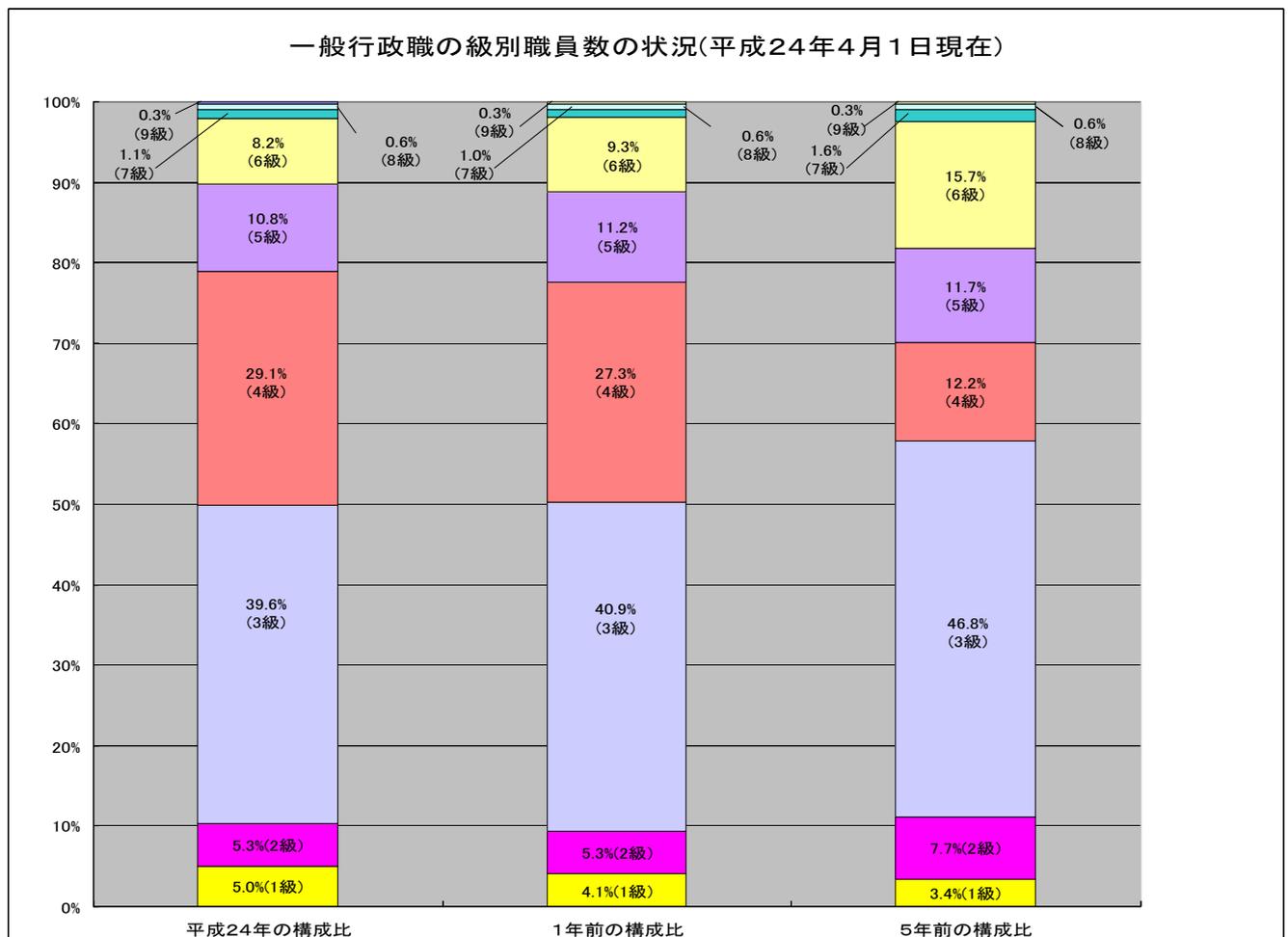
- (注) 1 技能労務職の経験年数 10 年の中学卒については該当職員なし。  
 2 高等学校教育職の経験年数 10 年の短大卒については該当職員なし。

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成24年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
9級	部長・局長	16人	0.3%
8級	局長・次長	35人	0.6%
7級	次長・課長	58人	1.1%
6級	課長・課長補佐	448人	8.2%
5級	課長補佐	584人	10.8%
4級	係長	1,580人	29.1%
3級	主査・技術主査・主任・技術主任	2,152人	39.6%
2級	主事・技師	290人	5.3%
1級	主事・技師	269人	5.0%
		5,432人	100.0%

(注) 1 この表は、鹿児島県の給与条例に基づく給料表の区分による職員数を示したものである。  
標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

① 勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法第40条に基づき、全職員について勤務成績の評定を実施。

② 昇給への勤務成績の反映状況

勤務成績が「良好」とされた職員の昇給号給数を4号給（＝標準）とし、勤務成績が「やや良好でない」又は「良好でない」とされた職員については、昇給の抑制等を実施。

なお、勤務成績が「極めて良好」又は「特に良好」とされた職員については、当分の間、「良好」とされた職員と同様の昇給を実施。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

鹿 児 島 県		国	
1人当たり平均支給額（平成23年度） 1,524 千円		—	
（平成23年度支給割合） 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分		期末手当 2.60月分 (1.45)月分	勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25%	

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

① 勤務成績の評定の実施状況 地方公務員法第40条に基づき、全職員について勤務成績の評定を実施
② 勤勉手当への勤務実績の反映方法 勤務成績が「良好」とされた職員の成績率を0.66（＝標準）とし、勤務成績が「やや良好でない」又は「良好でない」とされた職員については、成績率の抑制を実施。 なお、勤務成績が「極めて良好」又は「特に良好」とされた職員については、当分の間、「良好」とされた職員と同様の成績率を適用。

(2) 退職手当（平成24年4月1日現在）

鹿 児 島 県			国
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	同 左
勤続20年	23.5 月分	30.55 月分	
勤続25年	33.5 月分	41.34 月分	
勤続35年	47.5 月分	59.28 月分	
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		
平成23年度全職種 1人当たり平均支給額	(自己都合) 440 千円	(勸奨・定年) 27,132 千円	—

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、平成23年度に退職した職員に支給された平均支給額である。

(3) 地域手当（平成24年4月1日現在）

支給実績（平成23年度決算）		71,948 千円	
支給対象職員1人当たり平均支給年額 （平成23年度決算）		757,000 円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度（支給率）
東京都特別区	42人	18%	18%
大阪市	11人	15%	15%
福岡市	4人	10%	10%
長崎市	1人	3%	3%
岐阜市・太宰府市・掛川市	3人	3%	3%
医師	36人	15%	15%
平均支給率		15.6%	15.6%

（注） 1 平成18年度の給与改定において、調整手当を廃止し、地域手当を新設した。（支給対象者等の支給要件は概ね従来どおりである。）  
地域手当は、民間賃金、物価等が特に高い地域に勤務する職員並びに採用が困難な医師及び歯科医師に支給される手当である。  
2 「国の制度（支給率）」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

## (4) 特殊勤務手当（平成 24 年 4 月 1 日現在）

支給実績（23年度決算）		1,138,829 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（23年度決算）		130,000 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（23年度）		35.4 %	
手当の種類（手当数）		49	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価
<知事部局>			
税務手当	総務部税務課，地域振興局総務企画部等に勤務する職員	県税に関する賦課及び徴収に関する事務	月額 23,000 円 ～ 29,000 円 日額 750 円
防疫等作業手当	① 保健所等に勤務する職員 ② 保健所等に勤務する臨床検査技師等	① 感染症が発生している区域等において感染症の患者等の救護作業等に従事 ② 病理細菌検査等業務	① 日額 290 円 ② 月額 8,000 円
有毒薬品等取扱手当	農業開発総合センター等に勤務する職員	人体に特に危険性を有する有毒ガスの発生を伴う作業等	日額 290 円
放射線取扱手当	保健所等に勤務する医師等	エックス線その他の放射線を照射・透視する作業	日額 250 円
ハブ取扱手当	名瀬保健所，徳之島保健所に勤務する職員	生体ハブの毒液を採取する作業	日額 400 円～ 700 円
福祉手当	地域振興局保健福祉環境部地域保健福祉課等に勤務する職員	福祉に関する現業及び指導監督業務	月額 12,800 円
種雄牛馬等取扱手当	農業開発総合センターに勤務する職員	種雄牛馬豚の精液の採取作業等	日額 250 円
狂犬病予防手当	保健所に勤務する職員	狂犬病の予防注射を接種する作業等	日額 290 円
精神保健業務手当	保健所に勤務する保健師等	在宅精神障害者の訪問指導等	日額 290 円
食肉検査手当	保健所，食肉衛生検査所に勤務する職員	獣畜のと殺，解体の検査等	日額 600 円
職業訓練指導手当	高等技術専門校，障害者職業能力開発校に勤務する職員	職業訓練の指導業務	給料月額の 10/100
火薬類等取締手当	危機管理局危機管理防災課等に勤務する職員	火薬類取締法の保安検査等	日額 250 円
農業実習指導手当	農業開発総合センターに勤務する職員	農業経営の実習指導事務	給料月額の 10/100
土木現場等作業手当	林務水産部，土木部等に勤務する職員	高所作業，深所作業，坑内作業等	日額 220 円 ～ 400 円
消防訓練従事手当	消防学校に勤務する職員	消防職員及び消防団員の訓練指導	日額 720 円
航空機搭乗作業手当	従事する職員	航空機に搭乗し消防，防災等の作業に従事	1 時間 1,900 円
用地交渉手当	地域振興局農林水産部又は建設部等に勤務する職員	公共の利益となる事業の用に供する土地の取得に関し，現地において所有者や権利者等と直接交渉する業務	日額 (昼) 1,000 円 (夜) 1,500 円
夜間部従業手当	県立短期大学に勤務する事務職員	県立短期大学第二部の事務	月額 9,000 円
し尿処理施設等検査手当	地域振興局保健福祉環境部衛生・環境課等に勤務する職員	し尿処理施設等の指導，検査の業務	日額 250 円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価
潜水手当	水産技術開発センターに勤務する職員	潜水器具を着用して潜水作業に従事	1時間 310円 ～1,500円
漁業取締調査手当	水産振興課、水産技術開発センターに勤務する職員	船舶に乗船し、漁業取締り等の業務に従事	日額 300円
道路補修作業手当	地域振興局建設部等に勤務する道路整備員	道路補修作業	日額 300円
災害応急作業等手当	林務水産部、土木部等に勤務する職員	異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生する恐れのある現場において行う巡回監視	日額 350円 ～1,060円
家畜直腸検査等手当	農業開発総合センター、家畜保健衛生所等に勤務する職員	家畜の直腸検査の作業	日額 250円
<教育委員会>			
多学年学級担当手当	小学校又は中学校の2の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する教育職員	小・中学校の複式の学級における授業、指導に従事	日額 複式 290円
教員特殊業務手当	小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に所属する教諭、養護教諭又は栄養教諭等で、教育職給料表(二)又は(三)の1級又は2級の者	① 非常災害時等緊急業務 ② 修学旅行等引率業務 ③ 対外運動競技等への引率業務 ④ 部活動指導業務	日額 ① 6,000円 ～6,400円 (特に甚大な被害の場合は、 12,800円) ② 3,400円 ③ 3,400円 ④ 2,400円
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に所属する教諭、養護教諭又は栄養教諭のうち、支給規則で定める者	連絡調整及び指導等の業務	日額 200円
夜間管理手当	農業、工業又は水産に関する学科を有する高等学校において当該教科を担当する教頭又は教諭等	家畜分べん等のための夜間勤務	1夜につき 1,600円以内
面接指導手当	通信教育の面接指導を行う教育職員(通信教育課程本務者を除く)	面接指導	1時間 2,110円
乗船実習指導手当	水産に関する学科を置く高等学校の教育職員	生徒の乗船実習指導	遠洋漁業の乗船実習 日額 2,600円 その他 日額 2,100円
舎監手当	教育職員	寄宿舎管理の業務	日額 4,400円以内
漁獲手当	実習船乗船を本務とする学校職員	漁ろう実習	1航海 (売払代金-手数料)× 0.17以内(支給総額)

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価
＜警察本部＞			
犯罪予防等作業手当	警察本部又は警察署に勤務する職員のうち、 ① 警視以下の警察官（管理職員を除く） ② 少年補導職員	① 犯罪の予防若しくは捜査、被疑者の逮捕等の作業 ② 少年の補導作業	日額 ① 560 円 ② 320 円
犯罪鑑識作業手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	① 現場鑑識作業 ② その他の犯罪鑑識作業	日額 ① 560 円 ② 280 円
看守・護送作業手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	留置施設の看守又は留置場に留置された者の護送の作業	日額 240 円
交通捜査等作業手当	警察本部又は警察署に勤務する警視以下の警察官（管理職員を除く）	交通事故捜査，交通取締り	日額 310 円 ～ 1,260 円
警ら作業手当	警察本部又は警察署に勤務する警部以下の警察官	警ら作業	日額 280 円
航空機操縦作業手当	航空隊に勤務する職員のうち，航空機の操縦を担当する職員	航空機の操縦作業	1 時間 5,100 円
航空機整備作業手当	航空隊に勤務する職員のうち，航空機及び保守器材の整備を担当する職員	航空機及び航空機保守器材の整備作業	日額 1,410 円
死体処理作業手当	警察本部又は警察署に勤務する職員のうち、 ① 刑事調査官，検視担当補佐 ② ①以外の職員	検視，死体解剖の立会い等死体の処理作業	1 体 ① 3,200 円 ② 1,600 円 ～ 3,200 円
夜間特殊業務作業手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	夜間（午後 10 時～翌日午前 5 時）の業務	1 回 410 円 ～ 980 円
危険物取扱等作業手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	① 火薬類取締法等による立入検査等作業 ② 爆発物の遮へい等の処理作業 ③ 特殊危険物処理作業 ④ 特殊危険物による被害の危険がある区域での作業 ⑤ ハブ捕獲等作業	① 1 日 250 円 ② 1 件 4,600 円 ③ 1 日 2,600 円 ～ 4,600 円 ④ 1 日 250 円 ⑤ 1 件 800 円
緊急呼出作業手当	警察本部又は警察署に勤務する職員（管理職員を除く）	突発的に発生した事案処理のため呼び出されて，夜間（午後 9 時～翌日午前 5 時）を含む時間に，支給対象作業に従事した場合	1 回 1,240 円
航空機搭乗作業手当	警察本部又は警察署に勤務する職員 ① 航空機整備担当者 ② ①以外の職員	航空機に搭乗して行う捜索救難等作業	1 時間 ① 2,200 円 ② 1,900 円